

雇用ニュース

2001年2月



— 氷華 — (北茨城市) いばらき自然環境フォトコンテスト入選 撮影者 中村 竜子さん

**「人材の募集・確保は
ハローワークが応援します!!」**

— おもな内容 —

◦ 県内の雇用情勢	ページ 2
◦ 登録型派遣労働者、パートタイム労働者の適用基準が緩和されます	3～4
◦ 雇用保険法改正のお知らせ	4
◦ 平成13年度年度更新事務組合事務手続説明会のご案内	5
◦ 茨城県雇用主要指標	6

茨城労働局職業安定課

新規求人数12か月連続、前年同月比で増加

有効求人倍率は0.72%と横這い

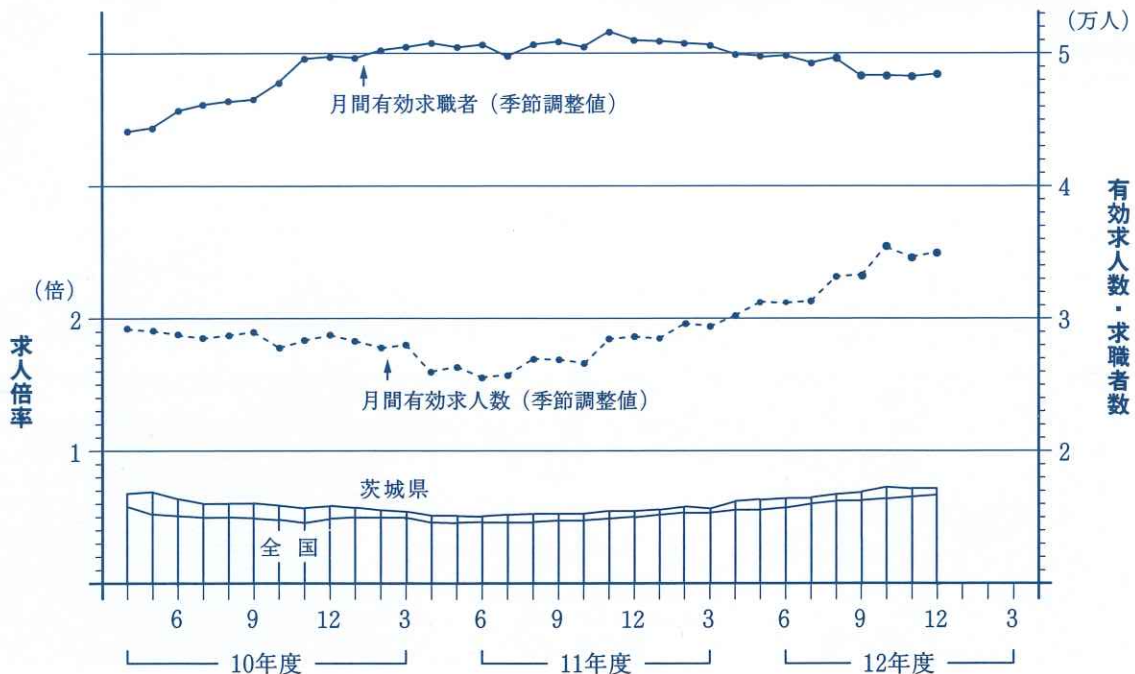
1 概況

12月の雇用失業情勢は、新規求人数が12か月連続で前年同月比で増加（24.3%）し、新規求職者は前年同月比で4.7%の減少となりました。一方、有効求人数は前年同月に比べ24.7%増の33,203人となり、有効求職者は前年同月に比べ5.4%減の42,607人となりました。

また、雇用保険受給者実人員は、前月比で5.9%減少の18,990人となり9か月ぶりに18,000人台となった。前年同月比でも7.5%の減少となっています。

有効求人倍率（季節調整値）は、前月の横這いとなる0.72倍。

有効求人・求職状況の推移 (日雇・学卒を除きパートタイムを含む)



2 新規求人の動き

新規求人数は、11,272人で前年同月比24.3%増加。産業別にみると前年同月比で製造業24.2%、サービス業36.3%の増となり、その他を除く産業で増加。また、規模別では500人以上で減となり、300～499人で95.6%、100～299人で27.5%前年同月比で増加。雇用形態別には、一般常用では23.3%の増、パートでは23.0%増。

3 新規求職の動き

新規求職者は、前年同月比で4.7%減の7,336人となり、4か月連続の減少。性別の割合で見ると、男性53.5%、女性46.5%となっています。

なお、45歳以上の中高年齢者が占める割合は、29.8%の増と前年同月（31.3%）を僅かに下回り前年同月比では9.2%減少しました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務で見ると、受給資格決定件数は2,213人で前年同月に比べ12.5%の減少。新規求職者に占める割合は30.2%で前年同月の32.9%を2.7ポイント下回っています。

また、雇用保険受給者実人員は、前月比5.9%減少し、前年同月比で7.5%減少の18,990人となり、9か月ぶりに18,000人台となっています。

登録型派遣労働者：パートタイム労働者の 雇用保険の適用基準が緩和されます（平成13年度から）

① 登録型派遣労働者の雇用保険の適用基準が緩和されます。

(1) 新しい適用基準（平成13年4月1日から）

登録型派遣労働者に関する雇用保険の適用基準が以下のように改正されます。

（すでに雇用されている労働者で従前の基準では適用されなかった方も、新しい基準に該当する場合には、平成13年4月1日から適用されることとなります。）

【新適用基準】

登録型派遣労働者については、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合に被保険者となります。

(イ) 反復継続して派遣就業するものであること

次の①又は②に該当する場合は、これに当たります。

① 一の派遣元事業主に1年以上引き続き雇用されることが見込まれるとき。

② 一の派遣元事業主との間の雇用契約が1年未満で①に当たらない場合であっても雇用契約と次の雇用契約の間隔が短く（下の（例）参照）、その状態が通算して1年以上続く見込みがあるとき。

この場合、雇用契約については 派遣先が変わっても差し支えありません。

（例）

イ 雇用契約期間2か月程度以上の派遣就業を1か月程度以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者

ロ 雇用契約期間1か月以内の派遣就業を数日以内の間隔で繰り返し行うこととなっている者

(ロ) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

(2) 改正のポイント

改正のポイントをまとめると以下のとおりです。

1 年収要件（年収が90万円以上見込まれる場合にのみ適用するという要件）がなくなります。

2 1か月当たりの所定労働日に関する要件（1か月11日以上就労する場合にのみ適用するという要件）がなくなります。

※ なお、派遣先での就業が1年を超えない短期のものや派遣先が異なる場合であっても、同じ派遣元から反復継続して1年以上派遣されることが見込まれる場合には適用されますので、ご注意ください。

↓
雇用保険の適用は派遣先ではなく、派遣元事業主との雇用関係で判断されます。

② パートタイム労働者の雇用保険の適用基準が緩和されます。

(2) 新しい適用基準（平成13年4月1日から）

パートタイム労働者に関する雇用保険の適用基準が以下のように改正されます。

（すでに雇用されている労働者で従前の基準では適用されなかった方も、新しい基準に該当する場合には、平成13年4月1日から適用されることとなります。）

【新適用基準】

パートタイム労働者については、次のいずれにも該当するときは、短時間労働被保険者ととなります。

(イ) 反復継続して就労する者であること

具体的には、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合です。

(ロ) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

※ 短時間労働被保険者とは、1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、30時間未満である雇用保険の被保険者をいいます。

(2) 改正のポイント

改正のポイントをまとめると以下のとおりです。

年収要件（年収が90万円以上見込まれる場合にのみ適用するという要件）がなくなります。

(参考) 「1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合」とは。

今回改正されませんが、「1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合」とは次の場合です。

- ① 期間の定めがなく雇用される場合
- ② 雇用期間が1年である場合
- ③ 3か月、6か月など短期の期間を定めて雇用される場合であって、雇用契約においてその更新規定が設けられているとき（1年未満の雇止規定がある場合を除きます。）
- ④ 3か月、6か月など短期の期間を定めて雇用される場合であって、雇入れの目的、その事業所の同様の雇用契約に基づき雇用される者の過去の就労実績等からみて、契約を1年以上にわたって反復更新することが見込まれるとき

注 当初の雇入時には1年以上反復して雇用されることが見込まれない場合であっても、その後の就労実績等から考えて、1年以上反復して雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から雇用保険が適用されます。

詳しくは、茨城労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせ下さい。

雇用保険法改正のお知らせ（連載・その3）

雇用保険法が平成13年4月1日（一部平成13年1月1日）より改正されます。雇用保険の保険料率について、産業構造の変化等に伴う雇用慣行の変化、労働移動の増加等雇用を取り巻く状況の構造的変化により雇用保険収支状況が大幅な赤字を計上するなど厳しい状況となっているため、雇用保険財政の在り方の見直しを行い、以下のような保険料率の改正が行われました。

- ◎ 雇用保険料率は、現在、暫定措置によりほとんどの事業場が1000分の11.5（うち1000分の8を労使折半、1000分の3.5は事業主のみが負担）が適用されていましたが、今回の改正で1000分の15.5（うち1000分の12を労使折半、1000分の3.5は事業主のみが負担）となりました。

改正後の保険料率（平成13年4月～）

事業の種類	雇用保険の 保険料率	事業主負担分		被保険者 負担分
		失業等給付	三事業	
① ②③以外の 事業	15.5/1000	9.5/1000	失業等給付 6/1000	6/1000
			三事業 3.5/1000	
② 農林水産業 清酒製造業	17.5/1000	10.5/1000	失業等給付 7/1000	7/1000
			三事業 3.5/1000	
③ 建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	失業等給付 7/1000	7/1000
			三事業 4.5/1000	

平成13年度年度更新事務組合事務手続説明会のご案内

今年度は、労働局として初めての労働保険事務組合事務担当者を対象とした年度更新事務の説明会を行います。日程については下記のとおりとなりますので是非ご参加下さい。

日 程

日 時	対 象 事 務 組 合	会 場
3月21日 (水) 9 : 30 (受付) 10 : 00 ~ 12 : 00	〈一般事務組合〉 水戸・笠間・日立・常陸太田・常陸大宮・ 高萩・常陸鹿嶋・鉾田 各管轄の事務組合	県民文化センター 分館 2階 水戸市千波町東久保 697 Tel 029-241-1166 (駐車場は有料となります。)
13 : 00 (受付) 13 : 30 ~ 16 : 00	〈総コン利用事務組合〉 同 上	
3月22日 (木) 9 : 30 (受付) 10 : 00 ~ 12 : 00	〈一般事務組合〉 土浦・下館・下妻・古河・水海道・竜ヶ崎・ 石岡 各管轄の事務組合	ワークヒル土浦 土浦市木田余東台 4-1-1 Tel 0298-26-2622
13 : 00 (受付) 13 : 30 ~ 16 : 00	〈総コン利用事務組合〉 同 上	

* どちらか都合のよい日時に参加いただいて結構です。

◎ ワークヒル土浦 (土浦勤労者総合福祉センター) ◎ 県民文化センター・分館



お問い合わせは！

茨城労働局労働保険徴収室 水戸市北見町1-11 Tel 029-224-6213

県内雇用主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数		月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 中高年	求人全数	求職全数		
9年度月平均	11,380	4,882	6,450	9,617	2,542	30,945	39,627	2,671	15,885
10年度月平均	11,021	4,253	6,707	11,254	3,052	28,283	47,385	2,861	19,070
11年度月平均	10,870	4,003	6,795	11,930	3,375	27,515	50,849	3,035	20,662
11年4月	10,205	3,763	6,383	17,004	5,812	26,742	55,348	3,143	19,301
5	9,466	3,225	6,124	12,173	3,290	25,285	54,789	2,918	19,381
6	10,021	3,548	6,412	12,322	3,282	24,908	54,018	3,259	20,956
7	10,510	3,922	6,525	11,417	3,142	25,427	52,019	2,968	21,306
8	10,715	4,019	6,582	10,998	2,947	26,422	51,082	2,807	22,190
9	11,674	4,389	7,189	12,432	3,215	28,443	51,496	3,257	21,882
10	11,231	4,186	6,955	11,805	3,391	28,452	52,091	3,167	21,350
11	11,118	4,666	6,386	9,988	2,716	28,680	49,954	3,291	21,316
12	9,067	3,367	5,650	7,701	2,411	26,618	45,049	2,500	20,526
12年1月	12,041	4,315	7,648	12,311	3,679	27,747	45,950	2,477	19,996
2	11,949	4,404	7,545	11,730	3,050	29,975	47,598	3,084	20,255
3	12,471	4,243	8,142	13,283	3,576	31,481	50,795	3,555	19,487
4	11,890	4,276	7,555	15,200	5,190	30,724	53,670	3,498	18,521
5	11,036	4,126	6,854	12,878	3,607	30,124	53,693	3,362	19,713
6	11,893	4,274	7,528	11,784	3,200	29,844	52,404	3,566	20,060
7	12,372	4,791	7,510	10,834	3,200	30,312	50,811	3,211	20,384
8	13,424	5,342	8,030	11,138	3,430	32,923	50,054	3,195	21,873
9	14,107	5,168	8,836	11,125	2,874	35,488	49,073	3,342	20,588
10	14,307	5,310	8,848	11,659	3,256	37,196	49,600	3,535	20,594
11	12,532	4,794	7,678	9,274	2,554	35,828	47,163	3,170	20,180
12	11,272	4,144	7,081	7,336	2,188	33,203	42,607	2,750	18,990
13年1月									
2									
3									
4									

年・月	求人倍率(季節値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		数 (万人)	失業率 (%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
9年度月平均	1.19	1.13	0.78	0.69	2.1	▲0.8	5.8	6.9	0.9	1.4	5.6	6.5	236	3.5
10年度月平均	0.98	0.89	0.60	0.50	▲3.2	▲11.0	17.0	13.2	7.1	5.3	20.1	17.1	294	4.3
11年度月平均	0.91	0.90	0.54	0.49	▲1.4	4.1	6.0	3.1	6.1	5.7	8.3	1.5	320	4.7
11年4月	0.86	0.90	0.52	0.47	▲12.9	3.0	17.3	9.9	3.8	1.1	16.4	9.4	342	4.8
5	0.87	0.79	0.52	0.46	▲6.4	▲9.8	12.1	4.6	1.3	2.0	11.9	1.5	334	4.6
6	0.85	0.85	0.51	0.47	▲8.4	▲3.1	12.8	4.8	3.5	6.7	12.7	4.8	329	4.8
7	0.87	0.87	0.52	0.47	▲9.1	1.7	4.5	1.7	3.3	3.6	10.5	2.2	319	4.8
8	0.91	0.85	0.53	0.47	3.0	0.4	14.4	6.7	8.8	9.4	13.6	4.0	320	4.7
9	0.89	0.88	0.53	0.48	▲3.7	3.9	5.8	2.3	11.8	8.1	9.8	1.3	317	4.6
10	0.92	0.91	0.53	0.48	▲6.4	2.9	▲3.6	▲4.4	2.5	1.8	7.7	▲0.3	311	4.6
11	0.95	0.89	0.55	0.49	9.9	7.7	5.1	5.4	16.7	11.1	9.4	1.7	295	4.6
12	0.92	0.91	0.55	0.50	▲2.3	5.5	2.0	▲0.1	1.8	4.9	3.8	▲0.7	288	4.7
12年1月	0.94	0.96	0.56	0.52	6.3	11.7	1.3	1.2	1.1	8.3	2.8	▲1.7	309	4.7
2	1.00	0.93	0.59	0.53	12.0	13.4	2.7	5.6	12.3	9.7	3.5	▲0.7	329	4.9
3	0.96	0.97	0.58	0.53	3.8	9.8	▲2.3	▲1.7	6.5	6.7	▲0.1	▲3.2	349	4.9
4	1.12	1.02	0.62	0.56	16.5	5.5	▲10.6	▲6.7	11.3	1.9	▲4.0	▲4.6	346	4.8
5	0.95	0.97	0.63	0.56	16.6	29.8	5.8	5.7	15.2	12.2	1.7	1.7	328	4.6
6	1.07	1.10	0.64	0.59	18.7	25.5	▲4.4	▲1.0	9.4	8.2	▲4.3	▲4.0	321	4.7
7	1.08	1.08	0.64	0.60	17.7	17.2	▲5.1	▲5.1	8.2	7.1	▲4.3	▲4.8	307	4.7
8	1.11	1.08	0.67	0.62	25.3	29.7	1.3	2.7	13.8	10.3	▲1.4	▲3.1	310	4.6
9	1.21	1.11	0.69	0.62	20.8	25.2	▲10.5	▲1.3	2.6	7.9	▲5.9	▲6.3	320	4.7
10	1.19	1.11	0.73	0.64	27.6	25.8	▲1.2	2.2	11.6	12.2	▲3.5	▲3.0	314	4.7
11	1.14	1.15	0.72	0.65	12.7	25.7	▲7.1	▲2.2	▲3.7	4.2	▲5.3	▲4.1	309	4.8
12	1.19	1.14	0.72	0.66	24.3	29.9	▲4.7	▲3.1	10.0	8.2	▲7.5	▲5.2	298	4.8
13年1月														
2														
3														
4														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。 2. ▲印は減少を示す。
3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均